

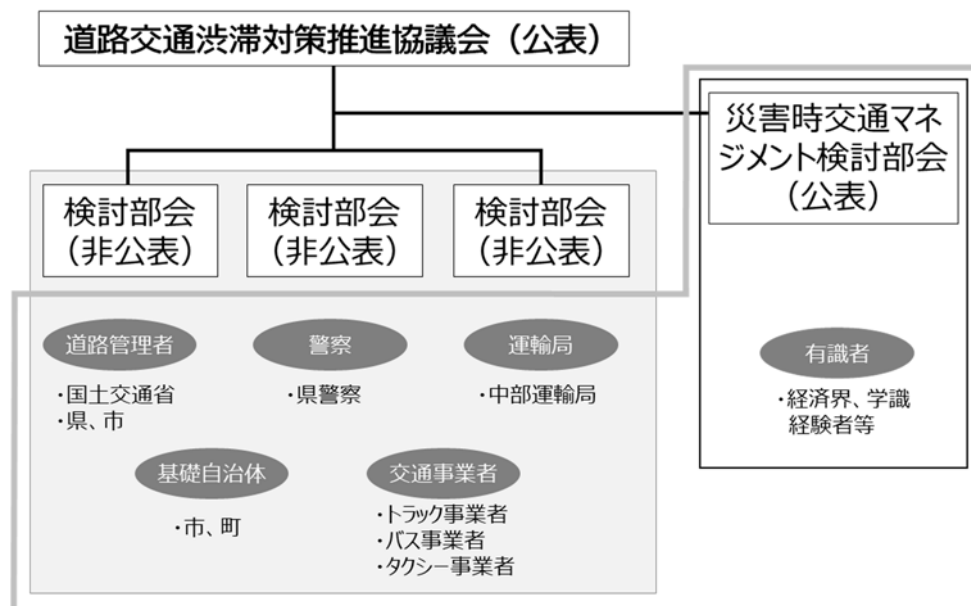
## 災害時交通マネジメント検討部会（案）

## ○目的

災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合、幹線道路の渋滞緩和を図るための交通マネジメントを検討・実施する

## ○位置づけ

各県渋滞協の検討部会の一つとして位置づける。  
会議は公表を前提



## ○検討体制

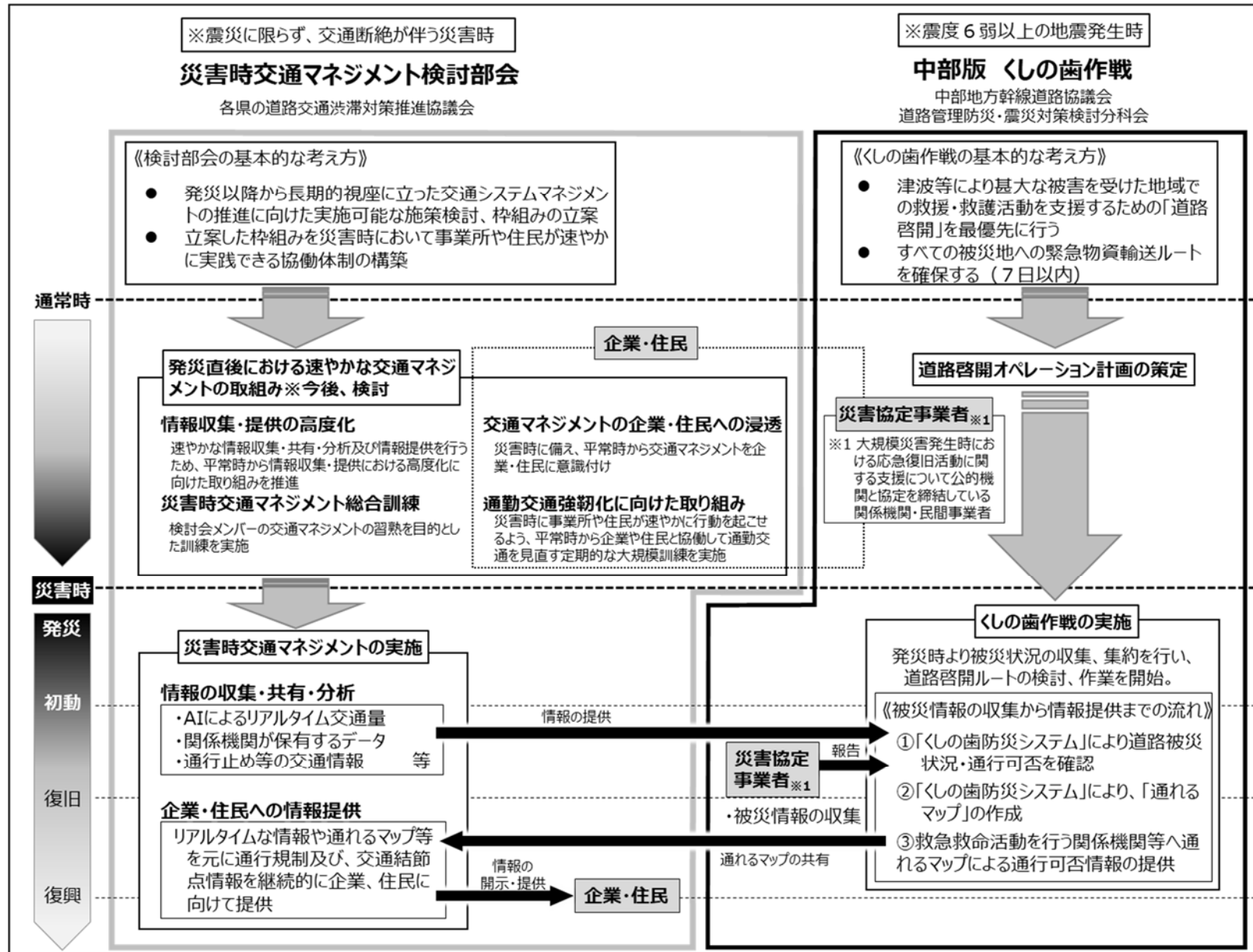
構成員は別表を参考とし、被災範囲に応じて都度検討する  
会長、副会長：有識者※、事務局：各県代表国道事務所

※有識者の選定・依頼については、各県内在住在勤の有識者を基本に事務局にて行う。

## ○議論の内容

交通マネジメント施策の検討、実施に係る関係機関調整、実施結果の検証

# ○中部版くしの歯作戦との関係



(案)

## 災害時交通マネジメント検討部会

### 設 立 趣 旨

近年、地震や豪雨などの自然災害により、交通ネットワークに被害を受けた場合、被災した都市圏の経済・産業活動、日常生活活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。

こうした状況に備え、発災後速やかに関係機関の協働体制構築、ハード・ソフト両面における対策の検討・実施するために、また、平常時における発災直後の交通マネジメントに関する検討を実施するため、「災害時交通マネジメント検討部会」を、静岡県道路交通渋滞対策推進協議会の検討部会の一つとして設置するものである。

# 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会規約（一部改正案）

## 第1条（名 称）

本協議会は「静岡県道路交通渋滞対策推進協議会」（以下協議会という）と称する。

## 第2条（目 的）

1. 静岡県内における道路交通の渋滞解消を図るため、道路管理者、公安委員会、運輸局、及び都市計画部局など関係機関の間で意見交換、調整を図り、円滑な道路交通を確保するとともに、健全な都市形成に資することを目的とする。

## 第3条（組 織）

協議会は本目的に関係する団体等で構成する。

## 第4条（協議会）

1. 協議会は委員の要請により会長が招集する。会長は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長とする。
2. 委員は、別表1に定めるとおりとする。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。

## 第5条（協議会の運営・進行）

協議会の運営・進行は、会長がこれにあたることとする。

## 第6条（**地域**の検討部会）

1. 第2条に規定する事項について、静岡県の西部、中部、東部伊豆地域ごとに事前調査及び調整を行うため、協議会に各地域の検討部会を置く。
2. 検討部会の部会長は関係地域の国土交通省直轄国道事務所の副所長（技）とする。
3. 検討部会は協議会を組織している関係団体等のなかから部会長が指名する職員で組織する。但し、必要に応じ関係者の出席を求めることができるものとする。
4. 第4条及び第5条の規定は検討部会の会議に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「検討部会」、会長とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

## 第7条（**災害時交通マネジメント**検討部会）

1. 第2条に規定する事項について、**災害時交通マネジメント**検討部会を置く。
2. 1に規定する事項について、**別添1**に定めるとおりとする。

## 第~~7~~8条（事務局）

協議会の事務局は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所計画課、中部運輸局静岡運輸支局、静岡県交通基盤部道路局道路企画課、静岡県警察本部交通部交通規制課、静岡市建設局道路部道路計画課、及び浜松市土木部道路企画課に置く。

また、検討部会の事務局は部会長が所属する国土交通省直轄国道事務所の調査担当課に置く。

## 第~~8~~9条（その他）

本規約に規定されていない事項については協議会に諮り決定することとする。

<附 則>

1. この規約は平成2年12月14日から施行する。
2. この規約改正は平成5年 6月14日から施行する。
3. 静岡県道路交通円滑化連絡協議会（平成2年12月14日発足）は廃止する（平成5年6月14日付）
4. この規約改正は平成 5年 8月30日から施行する。
5. この規約改正は平成 6年 9月21日から施行する。
6. この規約改正は平成 9年 3月19日から施行する。
7. この規約改正は平成 9年10月30日から施行する。
8. この規約改正は平成17年10月31日から施行する。
9. この規約改正は平成20年 1月15日から施行する。
10. この規約改正は平成24年 6月27日から施行する。
11. この規約改正は平成25年 6月28日から施行する。
12. この規約改正は平成27年 3月23日から施行する。
13. この規約改正は平成27年 9月29日から施行する。
14. この規約改正は平成28年 7月25日から施行する。
15. この規約改正は令和 年 月 日から施行する。

## 令和元年度 静岡県道路交通渋滞対策推進協議会名簿

	所 属	役 職
◎	中部地方整備局	静岡国道事務所長
	〃	建政部 都市整備課長
	〃	道路部 道路計画課長
	〃	道路部 地域道路課長
	〃	道路部 交通対策課長
	〃	沼津河川国道事務所長
	〃	浜松河川国道事務所長
	中部運輸局	交通政策部 計画調整官
	〃	静岡運輸支局長
	静岡県	交通基盤部 道路局 道路企画課長
	〃	交通基盤部 道路局 道路整備課長
	〃	交通基盤部 道路局 道路保全課長
	〃	交通基盤部 都市局 都市計画課長
	〃	交通基盤部 都市局 地域交通課長
	〃	交通基盤部 都市局 街路整備課長
	静岡市	建設局 道路部長
	〃	都市局 都市計画部 交通政策担当部長
	浜松市	土木部長
	〃	都市整備部長
	静岡県警本部	交通部 参事官兼交通企画課長
	〃	交通部 交通規制課長
	中日本高速道路(株)東京支社	総務企画部 企画調整課長
	〃	保全・サービス事業部 交通技術課長
	〃	保全・サービス事業部 交通管制課長
	静岡県道路公社	常務理事
	静岡県トラック協会	専務理事
	静岡県バス協会	専務理事
	静岡県タクシー協会	専務理事
事務局		
	中部地方整備局 静岡国道事務所 計画課	
	中部運輸局 静岡運輸支局	
	静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課	
	静岡県警本部 交通部 交通規制課	
	静岡市 建設局 道路部 道路計画課	
	浜松市 土木部 道路課	

## 静岡県災害時交通マネジメント検討部会 規約（案）

## （名称）

第1条 本会は、「静岡県災害時交通マネジメント検討部会（以下、「検討部会」という。）」と称す。

## （目的）

第2条 災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図るため、交通マネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うことを目的とする。

## （所掌事務）

第3条 本検討部会は次の事項について、検討及び調整、検証を行う。

- 1) 交通マネジメント施策の検討
- 2) 交通マネジメント施策の実施に係る関係機関との調整
- 3) 交通マネジメント施策の実施結果の検証
- 4) その他、必要な事項

## （組織）

第4条 本検討部会は、別紙に掲げる委員によって構成する。

- 1) 必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

## （会長）

第5条 検討部会に会長を置く。

- 1) 会長は、学識経験のある者である委員のうちから互選により選任する。
- 2) 会長は、検討部会を総括し会議の議長となる。
- 3) 会長に事故等がある場合は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を務める。

## （運営）

第6条 検討部会は会長が招集し、あらかじめ通知した内容について審議・議論する。

## （任期）

第7条 任期は、検討部会設立から検討部会における検討が終了し、検討部会が解散されるまでの期間とする。

## （事務局）

第8条 検討部会の開催事務局は、中部地方整備局静岡国道事務所計画課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めのない事項、疑義が生じた場合は検討部会の承認を得て定めるものとする。

附則（施行期日）

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。



## 委員名簿

学識経験者	
学識経験者	
学識経験者	
学識経験者	
学識経験者	
中部地方整備局道路部道路計画課	課長
中部地方整備局道路部地域道路課	課長
中部地方整備局道路部交通対策課	課長
中部地方整備局道路部道路管理課	課長
中部地方整備局静岡国道事務所	副所長
中部地方整備局沼津河川国道事務所	副所長
中部地方整備局浜松河川国道事務所	副所長
中部運輸局交通政策部	計画調整官
中部運輸局静岡運輸支局	支局長
静岡県警察本部交通部交通規制課	課長
静岡県交通基盤部道路局道路企画課	課長補佐
静岡県交通基盤部道路局道路整備課	課長補佐
静岡県交通基盤部道路局道路保全課	課長補佐
中日本高速道路（株）東京支社総務企画部企画調整課	課長
中日本高速道路（株）東京支社保全・サービス事業部交通技術課	課長
中日本高速道路（株）東京支社保全・サービス事業部交通管制課	課長
日本道路交通情報センター東京事務所	次長
静岡県トラック協会	専務理事
静岡県バス協会	専務理事
静岡県タクシー協会	専務理事
鉄道事業者	調整中

※被災範囲や被災状況に応じて、市町村や民間公共交通機関などを随時追加する。

※中部版くしの歯作戦が開始された場合など、他の災害対応体制が設置された場合は、参加委員の調整を図るなど柔軟に対応する。